

鳴門市地震津波対策推進計画

平成23年10月

鳴門市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 . 計画策定の趣旨	1
2 . 計画の位置付け	1
第2章 計画の理念	2
1 . 計画の理念	2
2 . 理念の実現に向けて	2
第3章 計画推進に係る基本的考え方	3
1 . 市民等との協働による推進	3
2 . 関係機関・団体との連携強化	3
3 . 計画の進捗管理と評価の実施	3
第4章 計画の期間と内容	4
1 . 計画の期間	4
2 . 計画の内容	4
3 . 計画の見直し	4
第5章 計画の重点項目	5
1 . 災害に備える	6
2 . 災害情報等を集め知らせる	16
3 . 被災者を守る	19
4 . 被災者の生活を支援する	24
第6章 推進体制	29
1 . 市民・事業所・自主防災会等との協力体制	29
2 . 鳴門市防災・災害対策会議の設置	29
(資料1) 用語解説	30
(資料2) 現時点における被害想定	37

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

平成23年3月11日14時46分に、国内の観測史上最大マグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震が宮城県牡鹿半島の東南東約130km沖を震源域に発生し、東北地方を中心とする東日本は長時間にわたる激しい揺れと繰り返し襲来する巨大津波によって甚大な被害を被り、この東日本大震災は「戦後最悪の自然災害」といわれています。

この大震災による被害は、発生から約8月が経過した現在(H231028)においても、死者及び行方不明者は約1万9千5百人余り、また、建物の全壊・半壊は約30万4千戸にのぼり、自治体によっては壊滅的な被害を被ったところもあります。

また、大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故なども伴い、今なお約7万1千人余りの避難者の方々が、避難所あるいは仮設住宅での生活をおくられたり、自主避難をされるなど、深い悲しみとご苦労の中で不自由な生活を強いられています。

私たちの住む鳴門市は、「30年以内に60%程度の確率で発生する」といわれる南海地震による被害が想定される地域にあり、また、大津町・里浦町・鳴門町・撫養町・瀬戸町の沿岸地域においては、地震ばかりではなく津波による被害も想定されています。

また、これまでも「東海・東南海・南海」の3連動地震の発生が想定されておりましたが、その後の調査や研究により、3連動を超えた巨大地震の発生なども危惧されており、さらに、発生の時期についても、平成15年に決定された東南海・南海地震対策大綱において、「東海地震が相当期間発生しなかった場合には、東海地震と東南海・南海地震が連動して発生する可能性も生じてくる」とされており、「30年以内に87%程度の確率で発生する」といわれている東海地震との連動により発生時期が早くなることも危惧されています。

本市においては、国や県による地震・津波による被害想定結果等を参考に対策を行ってきましたが、この度の東日本大震災ではこれまでの被害想定や、これに基づく防災のための施設などの被害抑止策を超えて被害が発生したことを教訓に、また、南海地震をはじめとする東海・東南海地震等による3連動地震などへの対応も想定しながら、「鳴門市地域防災計画」に定める様々な対策を計画的かつ効果的に実施するため、この推進計画を策定しました。

本市においては、この推進計画に定める施策や事業の着実な実施を図り、「市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまち - 鳴門」の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

この推進計画は、国が定める「防災基本計画」・「東南海・南海地震防災対策推進基本計画」、徳島県が定める「徳島県地域防災計画 - 震災対策編」等との整合性を確保しながら、本市が策定した「鳴門市地域防災計画」の「震災対策編」及び「東南海・南海地震対策編」に定める対策の基本となる考え方と取り組みの方向性を示すものです。

第2章 計画の理念

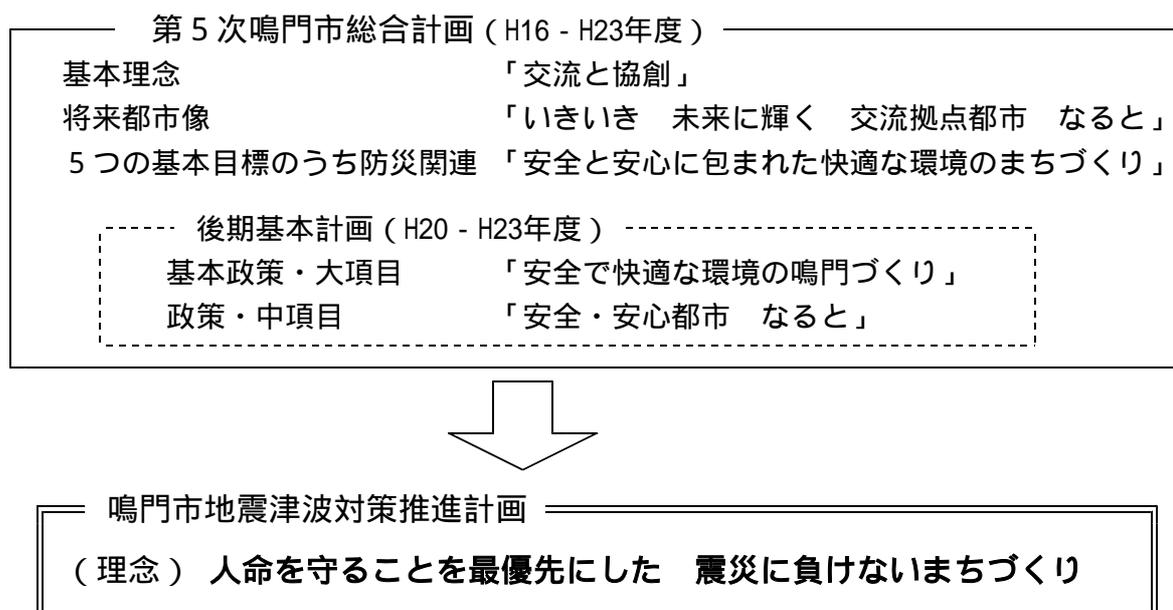
1. 計画の理念

国においては、平成17年3月に定めた「東南海・南海地震の地震防災戦略」において、減災目標として10年間で想定死者数及び経済被害額の半減を目指すこととし、徳島県においては、「徳島県地震防災対策行動計画」において「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」としています。

鳴門市においては、東日本大震災における想定を超えた地震や津波により、防災のために設置された海岸保全施設等では被害を防ぐことができず、多くの尊い人命が失われたことや地域社会に甚大な被害が発生したことに鑑み、防災のみならず被害を最小化する減災の視点も加え、人命を守ることを最優先に取り組みを推進します。

このようなことから、本計画においては、鳴門市総合計画に定めるまちづくりを基本に、「人命を守ることを最優先にした 震災に負けないまちづくり」を計画の理念とし、協働の理念のもと、市民、事業者、地域、行政が絆を深めながら連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(* 第6次鳴門市総合計画策定時は、下記内容の改正予定)



2. 理念の実現に向けて

(1) 各段階毎の施策・事業の体系的推進

地震・津波への対策において、発生前の取り組み、災害情報等の収集と伝達、被災者の避難と救助、被災者への支援などに区分し、各段階毎の施策・事業を体系的に位置付け、施策間や事業間の調整を行いながら推進します。

(2) 各施策・事業の推進主体の明確化

地震・津波への対策における推進主体を明確化することで、責任の所在を明らかにすることにより取り組みを推進します。

第3章 計画推進に係る基本的考え方

1. 市民等との協働による推進

本市においては、平成23年3月に「鳴門市自治基本条例」を制定し、「まちづくりの主体」として市民等を位置付けており、また、災害による被害を未然に防いだり最小化するには市民等の協力が必要不可欠であることから、市民・事業者・地域・行政が連携した取り組みが求められています。

今後も、市が実施する防災・災害対策への取り組みの状況、施策や事業の決定事項や進捗状況等を、「広報なると」やテレビ広報、市公式ウェブサイト等を活用し、一人でも多くの市民等の理解が得られるように広く周知するとともに、出前市長室や意見交換会等で市民等の防災・災害対策に関する意見や要望等についても確認するなど、情報の提供と意見の収集に努めます。

このような取り組みを継続して行うことにより、防災・災害対策のための取り組みを市民等との協働により推進します。

2. 関係機関・団体との連携強化

防災意識の醸成、災害時における円滑な救助と被災者への支援、被災者の健康管理、ライフライン等の復旧などの防災・災害対策事業の推進により、地震と津波の被害を最小限に抑えるとともに様々な支援を円滑に行うためには、それぞれの地域において、防災活動や災害対応を行う消防分団、自主的・主体的な活動を行っている自主防災会や自治振興会、社会福祉の向上に努めている民生委員、この他にもライフライン関係機関や医療機関など、様々な機関や団体との連携が重要となります。

このようなことから、これらの関係機関・団体をはじめ、国・県・他の市町村との事前協議を行うとともに、必要に応じて協定を締結するなど、防災・災害対策のための連携の強化を図ります。

3. 計画の進捗管理と評価の実施

本推進計画に定める防災・災害対策のための施策・事業を着実に推進することにより、防災活動の円滑な取り組みと災害時における迅速な対応を行うため、これらの施策・事業については進捗管理を定期的に行うとともに、事業完了後には評価を行います。

第4章 計画の期間と内容

1. 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

この間の防災・災害対策のための施策・事業を、検討と見直しを図りながら体系的に位置付け、推進計画とします。

2. 計画の内容

この計画は、「鳴門市地域防災計画」に定める地震・津波対策を推進するための施策や事業を、体系的に位置づけるとともに、具体的な取組内容、重要度・緊急度・着手時期の3つの視点から優先順位を付け、実施予定の事業年度を表記するなど、地震・津波対策の迅速かつ確実な推進を図るものとします。

その具体的内容は、防災意識の醸成や高揚、地震・津波に対する備えをはじめ、災害情報等の収集や伝達、迅速で適切な避難、また、救助や救急医療、ライフライン等の確保や環境整備、生活支援などの取り組みを重点的に推進するものとします。

3. 計画の見直し

この計画は、前年度の取組内容の確認と評価を行った後に公表するとともに、その結果等を参考にしながら毎年ローリングによる見直しを行います。

また、防災・災害対策に関する重大な想定の見直しなど大幅な条件や制度変更等があった場合は、年度の途中であっても見直しを行うなど、臨機応変な対応を図ることにより効果的な防災・災害対策を推進します。

第5章 計画の重点項目

地震と津波による被害を最小限とし、尊い人命を守るため、次の4つの重点項目と21の分野別項目に施策・事業を体系的に位置付け推進します。

重点項目	分野別項目	掲載頁
1．災害に備える	(1)防災意識を醸成する	6
	(2)自らが備える	7
	(3)地域で備える	7
	(4)学校等で備える	8
	(5)事業所・施設等で備える	9
	(6)広域で備える	10
	(7)公共施設・災害関連施設を整備する	10
	(8)行政の災害対策体制を整備する	13
	(9)災害対策物資等を整備する	15
2．災害情報等を集め知らせる	(1)災害情報等を迅速に集める	16
	(2)災害情報等を迅速・確実に知らせる	17
3．被災者を守る	(1)避難所等を開設する	19
	(2)被災者等を避難誘導する	19
	(3)被災者を救助・収容する	21
	(4)被災者の救急医療を行う	22
	(5)緊急輸送体制を確保する	23
4．被災者の生活を支援する	(1)避難所を運営・管理する	24
	(2)ライフライン等を確保する	24
	(3)生活環境を整備する	26
	(4)生活再建を支援する	26
	(5)教育環境等を整備する	27

* 本計画においては各施策・事業を次の視点から分類し、優先順位を定めます。

1．重要度による分類	2．緊急度による分類	3．着手時期による分類
A：極めて重要なもの	A：直ちに実施するべきもの	A：すぐ取り組むことができるもの
B：重要なもの	B：できるだけ早く実施 "	B：想定条件見直し・調整後 "
C：実施が望ましいもの	C：他の取組終了後に実施 "	C：国・県の計画見直し後 "

1. 災害に備える

(1) 防災意識を醸成する

津波ハザードマップ等の見直しと配布

国や県が行っている地震の想定震源域・規模、津波の想定浸水域・浸水高に基づき、津波ハザードマップや揺れやすさマップの見直しを行い、新たに作成し全戸配布することにより避難路と避難場所の周知や防災意識の醸成を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H25]

広報なると・テレビ広報等による啓発

「広報なると」への「災害関連コーナー」の連載、テレビ広報で災害に関する意識の高揚を図る番組の放送のほか、庁内設置液晶モニターの活用により、災害関連情報や災害への正しい対応を継続して掲示・放送するなど、市民等への啓発を行います。

[担当課(班)：危機管理室・秘書広報課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施

市民・事業者、教育機関、福祉施設、関係機関・団体等が全市的規模で参加する総合防災訓練を、様々な想定のもとで地区の実情に合わせた方法で実施し、災害への対応能力や防災に対する意識の向上を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・予防課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

出前市長室・出前講座の開催

市民や事業所等に、防災に関する情報や市が定める計画、災害時の正しい対応等の説明や質疑応答を行うことにより、今後の防災計画等への意見の反映、市民等の危機意識・防災意識の高揚による「自助・公助・共助・近助(所)」への取り組みを推進するために、出前市長室や出前講座を開催します。

[担当課(班)：危機管理室・市民協働推進課・生涯学習人権課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

標高表示標識・災害時統一標識の設置

市民等への地震・津波に対する防災意識の醸成と、地域において避難が適切に行えるように、避難行動を行う際の判断基準となる標高の表示を行うとともに、国や県が行っている津波の想定被害の見直し結果に基づき設置する避難所などの災害関連施設について、災害時統一標識を設置します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H25]

(2) 自らが備える**木造住宅耐震診断・改修支援の推進**

鳴門市耐震改修促進計画に基づき、平成27年度までに耐震化率90%を目指し、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震改修や耐震診断が必要と判断された住宅へ費用の一部を助成することで耐震化を推進し、死傷者の発生を未然に防ぎます。

[担当課(班)：まちづくり課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

家具転倒防止器具の設置促進

震災時における家具の転倒による事故を未然に防ぐため、平成23年度で終了する国の制度を利用した要援護者等の家庭を対象とする家具転倒防止事業の代替事業の検討と、その他の家庭へも啓発を行うなど家具転倒防止器具の設置を促進します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

災害時備蓄食糧等の備蓄啓発

大災害が発生した場合、公的な支援が届くまで約3日かかるといわれていることから、各家庭においても平常時から飲料水や非常食、また、常用薬やラジオ等の備蓄が必要であることの啓発を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施（再掲1-(1)- ）**(3) 地域で備える****自主防災会の結成・活動の促進**

地域での防災対策を推進するため、地域において自主的・主体的な防災活動を行う自主防災会の組織率100%を目指し、未だ結成されていない地区での結成を働きかけるとともに、結成された自主防災会の活動に対する助成を行います。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

災害時要援護者の避難支援体制の整備

災害時要援護者避難支援プランに基づき、自力や家族の支援だけでは避難が困難となる高齢者や障がい者などの要援護者への支援を行うため、台帳システムの整備、自主防災会・民生委員と連携した個別の避難支援計画の策定など、災害時要援護者の避難支援体制を整備します。

[担当課(班)：長寿介護課・社会福祉課・健康づくり課・保険課・危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施（再掲1-(1)- ）

防災資機材の整備

地域において、自主的かつ主体的な防災活動を行う自主防災会の活動を支援し、地域の防災機能の向上を図るため、防災資機材に対する助成を行い整備を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

(4) 学校等で備える

学校等の危機管理体制の整備

災害時に児童・生徒・教職員の安全を確保するため、学校等や地域の実情の再点検、想定外の事態への対応等について検討を行うとともに、既に策定している危機管理マニュアル等についても継続的に見直すことにより、学校等の危機管理体制の整備を図ります。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

学校等での避難訓練の実施

年間計画を立て、全市的な総合防災訓練をはじめ、定期的に保護者や自主防災会、自治振興会、消防分団など関係機関と連携した避難訓練を実施することにより、危険箇所や問題点の確認と改善に向けた対策の検討を共に行い、児童・生徒・教職員の危機意識の醸成と迅速かつ円滑な避難行動ができるようにします。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

防災教育の実施

児童・生徒自らが自分の安全を守るための実践的防災対応能力の養成と、災害時にお互いに助け合うための防災ボランティア意識の向上を図るため、様々な学習や避難訓練を通じて、日頃からの心構えや災害時に取るべき行動を身につけ、災害時に迅速で適切な行動がとれるように、防災教育を継続的に実施します。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

学校施設等の耐震化推進

安全で安心できる教育環境等を整備するため、耐震化優先度調査や耐震診断結果を踏まえ、幼稚園・小中学校では平成27年度を目途とした年次計画に基づき、耐震補強設計や耐震整備工事を行うなど耐震化を推進するとともに、その他の施設についても順次耐震化を推進します。

[担当課(班)：教育総務課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：(学校)H27
(保育所)協議継続]

保護者との連絡体制の整備

災害時における児童・生徒の安全の確認、通信手段が断絶した場合の情報伝達に関する方法等の連絡マニュアルの策定と周知徹底を図るなど、保護者からの情報収集や学校等からの伝達などの連絡が迅速かつ確実にいえるように体制整備を図ります。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

自主防災会等との連携

学校等の防災対策を行う上で、地域ぐるみで児童・生徒を守る取り組みが求められており、また、「学校は地域の防災拠点」でもあることから、児童・生徒の安全の確保と防災拠点とするため、地域の自主防災会等との連携を図ります。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課・危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

(5) 事業所・施設等で備える

防災意識の啓発

地震・津波等の災害への備えとして、施設等の耐震化、危機管理マニュアルの策定、様々な想定に基づく避難訓練の実施、事業継続計画(BCP)の策定などが求められるため、広報や研修会等を通じて、各事業所・施設等へ啓発を行います。

[担当課(班)：危機管理室・商工観光課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

自主防災会等との連携啓発

高齢者・子ども・障がい者等の要援護者がいる事業所・施設は、災害時に自主防災会等をはじめ地域住民による支援が必要となることから、いざという時に円滑な避難活動等が行えるように平常時から連携の啓発を行います。

[担当課(班)：長寿介護課・社会福祉課・子どもいきいき課・危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

帰宅困難者への対応啓発

事業所や施設等で帰宅困難者が発生した際の対応について、事前に安全な避難・収容施設の確保や誘導方法等の検討、備蓄品の準備のほか、従事者等へも災害への備えが必要であることの周知の重要性など、帰宅困難者への対応について啓発に努めます。

[担当課(班)：危機管理室・社会福祉課・子どもいきいき課・商工観光課・競艇企画管理課・運輸事業課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

全市的な総合防災訓練の実施（再掲1-(1)- ）

(6) 広域で備える

災害時応援協定等の締結

災害が発生した場合は、近隣市町村からの支援、近隣市町村も被災している場合は被災していない地域にある他府県の自治体等からの支援を得る必要があることから、相互応援協定を締結するとともに復旧作業や物資の調達や搬送等に関する協定等を締結するなど、災害時の対応強化を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

災害ボランティアセンターの体制整備

被災時においては、被災地の自治体・住民等だけでは救援活動や復旧活動が困難であり、広域的なボランティアによる支援が大きな力となることから、事前に受入れや体制や業務に関するマニュアルの策定など体制整備を行います。

[担当課(班)：市民協働推進課・社会福祉課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

(7) 公共施設・災害関連施設を整備する

防災行政無線等の整備

災害発生時に、緊急地震速報や避難勧告等の災害情報等を伝達し、電話等の通信手段が断絶した場合には被災情報や避難所の情報収集が可能となる、双方向の情報伝達機能を持つ防災行政無線、また、広く異常を知らせることができるサイレンや個別に緊急情報を知らせることができる防災行政ラジオなどを整備します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H25]

避難路・避難場所の見直しと整備

国や県による地震・津波の想定規模の見直し結果に伴い、避難路や避難所となる施設の見直しが必要となるため、地域住民と共にフィールドワークや検討を行い、新たな指定と整備をすることにより、災害時に避難者が安全に避難できるようにします。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H24]

津波避難ビルの確保

津波発生時に高台等への避難が困難な地域で、一時的な津波避難場所が必要となる場合は、既存のビルの立地状況や基礎構造を確認したうえで所有者等と協定を結ぶことにより、避難所となる津波避難ビルを確保します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

津波避難タワーの整備

国や県による津波の想定規模の見直し結果により、津波が発生した際に避難できる高台や津波に耐えることができる高層建築物が近くに無いため、避難が困難となる避難困難地域においては津波避難タワーの整備について検討します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H26]

高台等への避難路・避難場所の整備

津波から避難することになる高台等への避難路と避難場所の整備を検討するとともに、自主防災会が主体となり独自の取り組みとして整備を行う場合は整備に係る費用の一定額を助成する制度を整備するなど、避難路・避難場所の整備を推進します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

標高表示標識・災害時統一標識の設置（再掲1-(1)- ）

避難所耐震化の推進

被災時に、市民等が避難する小中学校等の体育館等の避難所は十分な耐震性が必要であることから、避難所として指定する施設については、国や県の津波被害想定結果や避難者数を考慮しながら、学校再編などの施設の統廃合を含めて見直しを行い耐震化を進めます。

[担当課(班)：教育総務課・生涯学習人権課]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：継続事業]

学校施設等の耐震化推進（再掲1-(4)- ）

道路橋梁耐震化の推進

被災時に広域避難場所等への避難路となる主要な道路、また、その道路に架かる橋梁については、国の補助金を活用しながら計画的な耐震化を行うなど安全性の確保に努め、緊急時の避難路や輸送路の確保に努めます。

[担当課(班)：土木課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

競艇場施設耐震化の推進

鳴門競艇場の施設改善については、「鳴門競艇のあり方に関する検討会議」における議論を踏まえ、「撫養港海岸保全施設整備事業」の進捗状況との調整を図りながら、耐震化を含む施設改善の方針について検討します。

[担当課(班)：企業局競艇企画管理課]

重要	緊急	時期
A	B	B

[事業年度：継続事業]

水道施設耐震化の推進

水道施設の耐震化は、「鳴門市水道事業中期経営計画」で取り組みを定めており、既に着手している基幹管路の耐震化・老朽管路の敷設替え、配水池の増強については継続して実施し、浄水場についても「鳴門市浄水場施設耐震化更新基本計画」策定作業を推進するなど、計画的な耐震化を進めます。

[担当課(班)：企業局水道事業課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

市有施設耐震化の推進

市は様々な施設を保有していることから、「鳴門市耐震改修促進計画」策定の趣旨を踏まえ、施設のあり方検討結果や使用目的、利用状況や施設の統廃合等を考慮した整備計画を策定し、計画的に耐震性能の確認と耐震化を進めます。

[担当課(班)：施設保有課全課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：継続事業]

水門・樋門・ポンプ場・都市下水路の整備

津波災害発生時等において、重要な役割を担うことになる水門や樋門、ポンプ場、都市下水路については、有効に稼働し人命や財産を守ることができる施設の性能を確保するため、計画的に整備を行います。

[担当課(班)：土木課・農林水産課・下水道課]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：継続事業]

(8) 行政の災害対策体制を整備する

津波避難計画の見直し

国や県が行っている地震の想定震源域や規模、津波の想定浸水域や浸水高に基づき、地震に伴い発生する津波の災害から市民等の生命及び安全を確保するための避難計画である津波避難計画の見直しを行います。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H24]

市災害対策本部員の危機管理意識の醸成と役割認識の徹底

災害時に、市災害対策本部員となり災害対策や復旧作業を行うことになる職員に、被災地派遣職員による報告会、先進的取組事例に関する講演会などの災害教育研修を行い、危機管理意識の醸成と役割認識の徹底を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・人事課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

事業継続計画(BCP)の策定

災害時において、市役所も一事業所として職員の生命や安全を守るための防災対策、施設や設備等の被災による業務停止時の復旧対策、被災時でも継続しなければならない重要業務の遂行体制など、災害対策を定める事業継続計画(BCP)を策定します。

[担当課(班)：危機管理室・各所属]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H25]

初動体制等の整備

地震が発生した場合または徳島県に津波警報が発令された場合に、迅速かつ的確な対応を図るため、緊急初動体制要員の指名及び配備、業務内容や非常体制への移行措置に関する初動体制整備マニュアルを策定するなど初動体制を整備します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

支部設置・運営マニュアルの策定

市災害対策本部に定める支部の設置と運営が、迅速かつ円滑に行うことができるように、支部の設置・運営、避難所の開設、職員の異動に伴う引き継ぎ項目、また、備蓄物品等の確認・報告に関する事項を定めた支部設置・運営マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

市災害対策本部員・消防職員・消防団員の安全確保

災害時に、情報収集や避難誘導、救助・消火活動等の災害対応を行う本部員・消防職員・消防分団員は、活動中に危険が伴うリスクが高いため、本部や団長等からの情報や指揮命令の伝達手段の確保と行動指針を策定するなど安全確保に努めます。

[担当課(班)：危機管理室・消防総務課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

行政情報の災害対策の推進

庁舎等が被災することにより、住民記録等の行政サービスを提供するために必要となる行政情報・データを喪失することがないように、保管場所や管理方法等の見直しなど、行政情報の災害対策を推進します。

[担当課(班)：総務課・情報化推進室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

応援体制・協力関係の構築

災害時に物資・食糧・重機等の機材の確保、被災者の救援・治療に関して、応援や協力を得ることができる事業者等との連携の強化や協定を締結するなどにより、被災時の応援体制・協力体制の構築を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

災害時職員体制の整備

災害時における、職員の被災状況の確認手法と、長期間にわたる災害対策従事となった場合に円滑で継続可能な勤務シフトを行うため、災害時の職員体制の整備を図るマニュアルを策定するなど、災害時における職員体制の整備を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・人事課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

各事態への対応マニュアルの整備と周知徹底

災害発生時には、早期の情報収集や分析、迅速で的確な初動対応が求められることから、大規模な火災、化学物質等による汚染の発生への対応など、想定される各事態への対応マニュアルを平常時から整備するとともに、関係者への周知を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

(9) 災害対策物資等を整備する

防災備蓄の推進

被災し避難した市民等が、避難所で少しでも安心した生活が送れるように、非常時の飲料水や食糧を本庁舎や災害対策本部設置時の各支部、主要な避難所で備蓄するとともに、ヘルメットやラジオなどの防災資機材等についても計画的に備蓄します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

災害時備蓄食糧等の備蓄啓発（再掲1-(2)- ）

防災資機材の整備（再掲1-(3)- ）

2. 災害情報等を集め知らせる

(1) 災害情報等を迅速に集める

市災害対策本部内の情報処理マニュアルの策定

情報内容に基づく適切な処理が、新たな災害の発生防止や被害の最小化に繋がることから、災害情報を収集・整理し、迅速・確実に連絡及び報告ができる体制を整えるため、情報入手先や手順、記入する様式、伝達を要する連絡先を定めた情報処理マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の整備

地震等の緊急情報を、災害対策を行う市関係職員がいち早く得られる体制と、全ての職員や市民、学校等はじめ市内全域へ迅速に伝達できる体制を構築するため、国からの緊急情報を瞬時に伝達できる全国瞬時警報システム(J-A L E R T)の整備を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H25]

気象庁からの災害情報の活用

気象庁から伝達される地震・津波情報を、早期に市関係部局全体に伝え、災害対策を行う全ての職員に周知し、適切な対応が迅速に実施できるように活用を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

保護者との連絡体制の整備（再掲1-(4)- ）

T w i t t e r の導入検討

災害時における迅速な情報の発信と収集、支援情報の伝達や相互に情報交換等が可能であるT w i t t e r について、情報セキュリティ面や不確かな情報の流布等の運用リスク等についての確認を行うなど導入について検討します。

[担当課(班)：情報化推進室・危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

(2) 災害情報等を迅速・確実に知らせる

住民等への災害情報広報マニュアルの策定

災害内容や避難勧告等の情報が、内容に応じ対象地域に迅速・確実に伝達できるように、地域選定や広報内容・手段に関する災害情報広報マニュアルを直接広報・報道機関を通じた広報の2つの方法について策定します。

[担当課(班)：秘書広報課・危機管理室・情報化推進室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備（再掲2-(1)- ）

市公式ウェブサイト・テレビ鳴門の活用

一人でも多くの市民等に、災害情報や避難勧告等、また、様々な支援情報を伝達するため、市公式ウェブサイトでの掲示やテレビ鳴門のデータ放送を活用します。

[担当課(班)：危機管理室・秘書広報課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用

市民をはじめ市民以外の方でも、希望があれば無料で気象情報や災害情報を電子メールで携帯電話やパソコンへ配信する「災害情報Eメール配信サービス」の登録を促進し、災害情報等の伝達に活用します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

「鳴門市しらせ隊」の登録促進と活用

緊急情報等を、市職員をはじめ保育所、幼稚園・学校、防災関係者へ伝達するため、鳴門市からの情報伝達が無料で可能となる「鳴門市しらせ隊」への登録を呼びかけ、災害時の情報伝達に活用します。

[担当課(班)：危機管理室・情報化推進室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

携帯電話緊急速報メールの活用

NTTドコモが既に実施し、他社も今後導入予定である、市内にある携帯電話を使った登録が不要で輻輳しない緊急速報メールにより、地震情報や市からの災害情報等を一斉配信するなど効率的な情報伝達手段として活用します。

[担当課(班)：危機管理室・情報化推進室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

「すだちくんメール」の登録促進と活用

徳島県が整備する「すだちくんメール」は、気象警報、津波警報、地震情報等の配信や安否確認サービスの提供等があることから登録を呼びかけ、災害時の情報伝達・救援・支援情報に活用します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

広報車広報マニュアルの策定

災害時における広報車の広報内容が聞き取りにくいことから、対象地域の指定、放送条件の整理、走行速度などについて定める広報車広報マニュアルを策定し、消防分団とともに効果的な広報活動に努めます。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

災害時優先通信システム(電話回線)の活用

災害時には電話回線が輻輳することから、災害時の発信が優先的に使用できる「災害時優先通信システム」(NTT西日本電話回線)を、重要情報の確実な伝達手段として活用します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

保護者との連絡体制の整備(再掲1-(4)-)

庁内放送の活用

災害情報の伝達や災害対策本部の設置など、全庁的に周知徹底が必要な事項については、庁内放送を活用し災害対応に従事する全職員に通知するとともに、来庁の市民等に対しても災害情報の提供を行います。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：継続事業]

地方放送局との連携

被災時には、電話の不通や停電等によりテレビ等が使用できず、救援・支援情報が入手できなくなる場合があるため、鳴門市の救援・支援情報の放送に関する協定を地方放送局と締結するなど連携して情報伝達を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

Twitterの導入検討(再掲2-(1)-)

3. 被災者を守る

(1) 避難所等を開設する

避難所開設・運営マニュアルの策定

災害時に遅滞なく避難所を開設し避難者を収容するとともに避難所を円滑に運営するため、開設の準備や手順、支部員の役割や各避難所への配置や役割、運営の手法や機能について定める避難所開設・運営マニュアルを策定するとともに、担当する各支部員への周知徹底を図ります。

[担当課(班)：市災害対策本部市民生活班支部担当]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

支部設置・運営マニュアルの策定（再掲1-(8)- ）

福祉避難所施設の設置

要援護者は、生活スペースの確保や救援物資の受け取りなどが困難であるため、これらのケアが可能となる福祉避難所については現在1ヶ所定めているが、地域包括支援センターの5圏域で設置に努め、災害時に円滑な支援が行えるようにします。

[担当課(班)：長寿介護課・社会福祉課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：協議継続]

緊急収容施設の検討

大規模な災害が発生したため、避難所へ避難者を収容できなかった場合及び避難所が損壊したため避難者を収容できなかった場合のために、事前に野外収容施設の設置や民間の施設等を緊急収容施設として利用するための調査と検討を行います。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

避難路・避難場所の見直しと整備（再掲1-(7)- ）

(2) 被災者等を避難誘導する

避難勧告・避難指示マニュアルの策定

災害時には、危険地域を対象に適切な避難勧告・避難指示の発令と確実な伝達が求められることから、円滑な発令と伝達を図り迅速な避難ができるように、避難勧告・避難指示マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

津波ハザードマップ等の見直しと配布（再掲1-(1)- ）

避難場所・避難経路等の周知徹底

災害時に迷うことなく迅速に避難行動ができるように、災害内容により異なる各地域の避難場所や安全な避難経路等を示したハザードマップの配布や地域での説明会やフィールドワークを実施することにより、住民等への周知徹底を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：継続事業]

標高表示標識・災害時統一標識の設置（再掲1-(1)- ）

災害時要援護者の避難支援体制の整備（再掲1-(3)- ）

競艇事業・運輸事業・地域バス事業の災害対応マニュアルの整備

多数の来場者や乗客を施設やバス等に収容している際に、災害が発生した場合において、来場者や乗客、従事員等の避難等の安全対策、現金や貴重品等の管理等についての災害対応マニュアルを整備します。

[担当課(班)：企業局競艇業務推進課・運輸事業課・交通政策室]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

外国人の避難支援

訪問あるいは在住のため、本市で被災した外国人への被災時の対応について、通訳者の登録、大使館等の公的機関の連絡先の確認など、事前に協議と準備を行いマニュアルを策定するなど、円滑な避難支援が行えるようにします。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

警察・消防・消防団・自主防災会による避難誘導體制の整備

避難勧告・避難指示発令時に、安全で迅速かつ円滑に避難を行うためには、組織間の連携、役割分担調整等が重要であることから、関係機関と事前調整等を行い避難誘導マニュアルを策定するなど避難誘導體制を整備します。

[担当課(班)：予防課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

市公式ウェブサイト・テレビ鳴門の活用（再掲2-(2)- ）

「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用（再掲2-(2)- ）

携帯電話緊急速報メールの活用（再掲2-(2)- ）

広報車広報マニュアルの策定（再掲2-(2)- ）

(3)被災者を救助・収容する

高機能消防指令センターの整備

災害要請に迅速かつ正確に対応することで市民の身体・生命の確保のさらなる向上を図るため、消防庁舎の改築にあわせて、瞬時に発信地を特定できる発信地表示機能等を備えた最新の緊急通信指令施設を導入し、高機能消防指令センターとしての整備を行います。

[担当課(班)：予防課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23]

防災資機材の整備（再掲1-(3)- ）

警察・消防・消防団等と連携した救出救護体制の整備

被災時の傷病者の救出・救護作業は、警察・消防・消防団・医師会・自主防災会などと連携して行うことから、健康福祉班と連携しながら救出救護マニュアルを策定するなど、救出救護体制を整備します。

[担当課(班)：予防課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

応援体制・協力関係の構築（再掲1-(8)- ）

災害救助法適用申請マニュアルの策定

大規模災害時には、鳴門市による対策だけでは尊い人命と貴重な財産を守ることは困難であることから、遅滞なく国や県の助力を得るために災害救助法適用申請マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

自衛隊派遣要請マニュアルの策定

大規模災害時において被害の最小化を図るには、機動的・専門的な災害対策能力を持つ自衛隊の早期な派遣要請が必要となることから、その基準と手法を明確化することにより遅滞なく派遣要請が行えるように自衛隊派遣要請マニュアルを策定します。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

市公式ウェブサイト・テレビ鳴門の活用（再掲2-(2)- ）

「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用（再掲2-(2)- ）

携帯電話緊急速報メールの活用（再掲2-(2)- ）

死体の収容・処理・埋葬マニュアルの策定

災害により亡くなった市民等の遺体の捜索と収容、処置と安置、身元確認、埋火葬の検討、遺骨・遺品等の一時保管等について、人員と資機材の確保、関係機関との連携等に関するマニュアルを作成します。

[担当課(班)：危機管理担当・市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

(4)被災者の救急医療を行う

医師会等との連携

被災時に負傷者へ適切な医療行為を行うため、今後も医師会との応援協力協定の締結に関する協議を行うとともに、医師会等と応援協力要請マニュアルを策定するなど、円滑な応援協力が得られるように連携を図ります。

[担当課(班)：健康づくり課]

重要	緊急	時期
A	A	B

[事業年度：H23-H24]

負傷者等の救急医療体制の整備

被災時に負傷した市民等への救急医療を行うため、医師会に医療機関の被災状況の確認、医師のトリアージ(重傷度・緊急度による分類)による医療順位決定手順等を定める救急医療マニュアルを策定するなど、負傷者等の救急医療体制を整備します。

[担当課(班)：健康づくり課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

災害時医薬品等の確保

災害時には、多量の医薬品と医療資機材等が必要となるため、医師会・薬剤師会への協力依頼、県薬務課・保健所への調達・斡旋要請などを定めた、医薬品等の調達マニュアルを策定し、災害時に医薬品等を円滑に確保できるようにします。

[担当課(班)：健康づくり課]

重要	緊急	時期
B	A	B

[事業年度：H23-H24]

応援体制・協力関係の構築(再掲1-(8)-)

応急救護所設置マニュアルの策定

災害時に、多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できなかったり、医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き収容できなかった場合は、応急救護所を設置し医療行為を行う必要があることから、応急救護所設置マニュアルを策定します。

[担当課(班)：健康づくり課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

(5) 緊急輸送体制を確保する

道路橋梁耐震化の推進（再掲1-(7)- ）

道路交通応急対策マニュアル・協力要請マニュアルの策定
負傷者の搬送、支援物資の搬送などを行うには、車輛の通行が可能な輸送路の整備が重要であることから、道路交通応急対策マニュアル、協力事業者への協力要請マニュアルを策定し、輸送路の応急整備と応援協力が得られるように努めます。

[担当課(班)：土木課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

被災者・災害応急対策要員の輸送体制の整備

災害時に、被災者の避難所への輸送や災害応急対策要員の被災地への輸送を円滑に行うため、「東南海・南海地震防災対策計画」に被災者・災害応急対策要員の輸送について対応策を追加するとともに、輸送マニュアルを策定するなど被災者・災害応急対策要員の輸送体制を整備します。

[担当課(班)：運輸事業課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23]

災害用ヘリポートの確保

災害時には、道路の寸断等で車輛による被災者の救護や搬送が不可能となる場合があるため、既に指定している3箇所のヘリポートに加え、小中学校の校庭等について、これまでの協議結果をもとに確認を行うなど、非常時の災害用のヘリポートの確保を図ります。

[担当課(班)：危機管理室]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

災害時応援協定等の締結（再掲1-(6)- ）

4. 被災者の生活を支援する

(1) 避難所を運営・管理する

避難所開設・運営マニュアルの策定（再掲3-(1)- ）

災害発生後要援護者支援体制の整備

災害発生後に、避難所や自宅にいる要援護者への支援体制を整備するため、災害発生後要援護者支援マニュアルを作成し、個別事情に沿った対応や相談窓口の設置、地区関係者や支援者への情報提供、市民生活班・経済班とも連携した調整を行うなど、支援体制を整備します。

[担当課(班)：健康づくり課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

避難所仮設トイレの整備

水道の断水や下水道の寸断により、避難施設のトイレが使えなくなった場合は、避難所収容人数をもとに必要な数の算出と、し尿処理担当との連携による円滑な処理を行い、衛生状態を良好に保つことができる仮設トイレを整備します。

[担当課(班)：クリーンセンター-廃棄物対策課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：協議継続]

災害ボランティアセンターの体制整備（再掲1-(6)- ）

(2) ライフライン等を確保する

ライフライン事業者との連携強化

災害時に、電気・ガス・水道などのライフラインの復旧・確保を図るため、平常時から活動への支援等について協議を行うとともに、必要に応じて協定書を締結するなど連携の強化を図ります。

[担当課(班)：危機管理室・水道事業課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

応急給水体制の整備

水道の断水等により、生活及び衛生管理に必要な飲料水等の確保が困難となる事態に備え、「水道事業課防災対策必携」に基づく体制のもとで、効率的に飲料水等が提供できるように応急給水マニュアルを策定するなど応急給水体制を整備します。

[担当課(班)：水道事業課]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

食糧応急供給体制の整備

災害時における、食糧供給数量の把握、備蓄食糧の供給方法、住民への周知方法、市内事業者からの調達方法及び関係機関との協力体制、各避難所への移送方法を定めた食糧応急供給マニュアルを策定するなど食糧応急供給体制を整備します。

[担当課(班)：商工観光課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

炊出実施体制の整備

被災者に暖かい衛生的な食事が供給できるように、炊き出しの場所、人員、材料や調理器具・熱量の調達、住民への周知方法、関係団体との協力・役割分担等を定める炊出マニュアルを策定するなど炊出実施体制を整備します。

[担当課(班)：商工観光課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

生活必需品供給体制の整備

被災者が日常生活を行うため必要となる、被服・寝具等の生活必需品を供給するため、業者との協定書の締結のほか生活必需品確保マニュアルを策定するなど、迅速な生活必需品の支給を行うことができる体制の整備を行います。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	A	A

[事業年度：H23-H24]

防災備蓄の推進（再掲1-(9)- ）

防災行政無線等の整備（再掲1-(7)- ）

市公式ウェブサイト・テレビ鳴門の活用（再掲2-(2)- ）

「災害情報Eメール配信サービス」の登録促進と活用（再掲2-(2)- ）

広報車広報マニュアルの策定（再掲2-(2)- ）

地方放送局との連携（再掲2-(2)- ）

(3) 生活環境を整備する**被害調査マニュアルの策定**

災害内容別に、調査の時期や手法、項目、また、被災者への情報伝達や支援内容、支給品の配布などについての説明が適切に行えるように、被害調査に関する内容を定めたマニュアルを策定し、被災内容に基づき適切で迅速な支援を行えるように努めます。

[担当課(班)：市災害対策本部市民生活班支部担当]

重要	緊急	時期
A	A	A

[事業年度：H23-H24]

防疫体制の整備

被災地・避難所における衛生状態の悪化により、病虫害の発生、疾病や感染症などが発生するため、市災害対策本部各班が連携して、季節・内容に応じた消毒等の対象の選定、医薬品の確保等に係るフロー図的な防疫マニュアル等を策定し、効果的な防疫体制を整備します。

[担当課(班)：市民協働推進課・環境政策課・クリーンセンター-廃棄物対策課・健康づくり課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

衛生・防疫用資機材等の確保

衛生状態の向上及び防疫対策を行うため、国や県で行われている被害想定結果を受け、必要となる薬剤及び資機材の数量の算出と備蓄、適宜点検等を実施するとともに、緊急時の調達先の検討など、資機材等の確保を円滑に図るための仕組みを構築します。

[担当課(班)：環境政策課・クリーンセンター-廃棄物対策課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

災害廃棄物処理計画の見直し

現在、国や県において被害想定の見直しに伴う新たな災害廃棄物処理計画が策定されていることから、同計画ができ次第、本市の災害廃棄物の保管・処理等について定める「鳴門市災害廃棄物処理計画」を早急に見直します。

[担当課(班)：クリーンセンター-廃棄物対策課]

重要	緊急	時期
A	B	C

[事業年度：H23-H24]

(4) 生活再建を支援する**生活相談の実施**

災害時には、多数の被災者が生活基盤の喪失等により生活に困窮するため、被災者の生活支援に向けた各種制度の案内と相談を行うための被災者生活相談マニュアルを策定するなど、迅速で的確な総合的な生活相談が行えるようにします。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

被災者支援システム等の導入検討

被災者の氏名、住所等の基本情報に加え家屋を含む被災状況全般を管理することにより、災害証明発行をはじめ様々な情報支援に活用できる、被災者支援システム等の導入について関係部局が連携して検討します。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
A	B	B

[事業年度：H23-H24]

災害弔慰金等の支給・貸付マニュアルの策定

被災者の生活を再建するために必要な災害弔慰金・災害援護資金等の支給・貸付に係る処理を円滑に遅滞なく行うため、災害弔慰金等支給マニュアル、災害援護資金貸付マニュアルを策定します。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

仮設住宅整備マニュアルの策定

仮設住宅は、災害により住居を喪失した市民等のため、災害後20日以内に市が用地を選定し、県が建設しなければならないことから、早期に仮設住宅の提供ができるように、候補地の選定と事務処理の手順を定めた仮設住宅整備マニュアルを策定します。

[担当課(班)：まちづくり課]

重要	緊急	時期
B	B	B

[事業年度：H23-H24]

災害ボランティアセンターの体制整備（再掲1-(6)- ）**税・料の減免制度の周知**

被災した市民等に対しては、市税・国民健康保険料・介護保険料の減免制度があり、同様に国や県が賦課する税・料についても減免制度があることから、国や県の資料の活用や関係部局と連携した資料を作成し、税・料の減免制度の周知を行います。

[担当課(班)：市民協働推進課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：継続事業]

(5) 教育環境等を整備する**学校施設等応急対策の整備**

学校等が被災時は、応急危険度判定を迅速に行い、施設として機能を維持しているかの判断と、機能を失っていると判断された際は代替施設の検討も必要となるため、事前に対応について検討を行いマニュアルを策定するなど、学校施設等の応急対策を整備します。

[担当課(班)：教育総務課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

応急的教育等実施体制の整備

災害時に、被災の状況に応じ被災地域で学校教育等を行うために必要となる、教職員の確保、設備や教材、学用品等の調達、また、子どもたちの心のケア等に関する対応を定めたマニュアルを策定するなど、早期に教育等を開始のための応急的教育等実施体制を整備します。

[担当課(班)：学校教育課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H25]

学校給食等復旧マニュアルの策定

被災地域で学校給食等を再開する場合は、施設の被害状況、食材や水、調理員等の確保が必要となること、また、学校給食等の施設は被災時には炊き出し施設にもなることから、早期の学校給食の再開と被災者への支援のため学校給食等復旧マニュアルを策定します。

[担当課(班)：教育総務課・子どもいきいき課]

重要	緊急	時期
B	B	A

[事業年度：H23-H24]

第6章 推進体制

1. 市民・事業所・自主防災会等との協力体制

災害による被害を未然に防ぎ、また、被害を最小限に抑えるためには、全市を挙げた取り組みが重要となります。

平常時からの災害に対する備えとして、各家庭・事業所における非常食・災害用備品の備蓄、連絡体制の整備、事業継続計画(BCP)の策定等を推進するとともに、事業所へは災害時等協力事業者登録による各分野での協力をお願いするなど、災害時における更なる連携の強化に努める必要があります。

また、各地域の自主防災会による防災活動の推進、住民等の防災意識の醸成、災害時における要援護者等への支援等は、本市の防災・災害対策に必要不可欠なものとなっています。

このようなことから、市民・事業所・自主防災会等への情報提供と支援、防災・災害対策への意見の反映を行うなど、連携をさらに深めることにより協力体制を構築し本計画の効果的な推進を図ります。

2. 鳴門市防災・災害対策会議の設置

本市の防災・災害対策を、市の組織全体で推進するための機関として、「鳴門市防災・災害対策会議」を設置しました。

この対策会議において、防災・災害対策の現状分析と課題の抽出、施策や事業の検討と決定、また、市民等との協働や各関係機関等との連携の手法についても調整を行うなど、防災・災害対策の迅速な調整と決定を図り、本計画の着実な推進に努めます。

[あ行]

・一時避難場所

災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は帰宅難民が公共交通機関が回復するまで待機する場所で、集会所等の比較的小規模な建物や公園・空き地等。

・液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。比重の重い構造物が埋没・傾倒し、マンホール等の地中に埋没する比重の軽い構造物が浮き上がるなどの現象が発生することがある。

・応急救護所

多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できない場合及び医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き収容できない場合に、設置することとなる救護施設。

[か行]

・家具転倒防止器具

震災時の家具の転倒等による人的被害の軽減を図ることを目的として、家具等とその接地面に対して設置されるL字金具等の固定器具。

・仮設住宅

災害により住宅が全壊するなどの被害を受け、自力で住居を確保できない被災者に対し、建設して一時的に供与する簡単な住宅。災害救助法に基づく被災者支援策の一つとして都道府県が建設する。原則、災害発生日から20日以内に着工され供与期間は2年以内。

・帰宅困難者(帰宅難民)

勤務先や外出先等で、地震や津波等の災害に遭遇し自宅への帰還が困難になった者。

・緊急地震速報

気象庁が地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し、震源やマグニチュードを直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報。

・減災

災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするものである。

・広域応援体制

災害による大規模な被害が発生又は被害が拡大したことにより、市町村の災害対応のみでは対応が困難と予測される事態が発生したときに備え、平時から他自治体や民間事業者、関係機関等との間に確立する災害対応の体制。

・広域避難場所

災害の発生により大規模な避難を要する場合に、それに適した広さ等の十分な条件を有する公園や学校(グラウンド)等の空間をいい各自治体が指定する。地震等による火災の延焼拡大が予想される場合に避難する場所を指す。

・高機能消防指令センター

火災・救急等の災害通報の受信から、災害地点の特定、出動隊の編成及び指令、支援情報の提供、関係機関への連絡等を一元的に処理する機能を持った消防機関。

- ・**後方医療施設**

東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関。

[さ行]

- ・**災害援護資金**

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、地震や津波等の災害によって住居や家財が大きな損害を受けたり、世帯主が負傷したりした一定所得以下の世帯に対し、市町村が最高350万円を貸し付ける援護資金。

- ・**災害救助法**

国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする法律。

- ・**災害警戒本部**

鳴門市地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置に至るまでの間、企画総務部長を本部長に、気象情報や被害等の状況の収集活動等を行い防災に関する諸情報の一元化を図り、防災に関する総合調整を行う組織。

- ・**災害時応援協定（相互応援協定）**

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関等との間又は自治体間で締結される協定。

- ・**災害時統一標識**

災害発生時に迅速かつ円滑な避難を行うため、誰もがいつ何時、全国のどこの地域においても、理解でき、かつ分かりやすく統一された避難標識を整備する必要があるという考えのもと、消防庁が示した(広域)避難所や津波避難場所等の統一標識。

- ・**災害時等協力事業者登録制度**

災害時に、人員・資機材等で協力してくれる事業所を「災害時等協力事業者」として登録し、協力を得て被害の軽減を図ることを目的とする制度。

- ・**災害時優先通信**

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法等に基づき防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービス。災害時の電話回線混線時には、発信が規制等を受けずに優先される。

- ・**災害時要援護者**

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人での避難が難しい住民。

- ・**災害時要援護者避難支援プラン**

国のガイドラインに基づき、災害発生時に災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、市町村の災害時要援護者支援に関する全体的な考え方を示す計画。

- ・**災害対策基本法**

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める法律。

- ・ **災害対策本部**
 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、地方自治体が地域防災計画の定めるところにより、首長を本部長に、関係都道府県および市町村の職員を本部員として臨時に設置される機関。
- ・ **災害弔慰金**
 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、地震や津波等の災害によって死亡した者の遺族に対して支給される弔慰金。
- ・ **災害廃棄物**
 地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物。倒壊・破損した建物などの瓦礫や木くず、コンクリート塊、金属くずなどがある。
- ・ **災害ボランティアセンター**
 主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するため、被災者ニーズの把握やボランティアの受け入れ等を行う組織。
- ・ **事業継続計画（BCP）**
 災害や事故等の発生時において、都道府県や市町村、企業等がそれぞれの立場で実施すべき中核となる事業(非常時優先業務)を継続、又は早期復旧するために必要な取り組みを定める計画をいい、BCPと標記されることもある。
- ・ **自主防災会**
 町内会や学校区単位の地域住民で組織され、平時は防災訓練や住民への防災意識の啓発活動、災害時には初期消火や救助活動、住民の避難誘導などを担う任意団体。鳴門市では平成23年9月現在で13地区20団体が組織され、世帯数で算出した組織率は約74%。
- ・ **自治振興会**
 地域の共通課題や公共的な課題に対して、環境、文化、安全、体育、人権等の専門部会を設け、地域の実情に即したコミュニティ活動を地域住民の参加のもとに取り組む任意団体。市内14地区で結成され、自治機能を有するコミュニティ組織として活動している。
- ・ **消防団**
 消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関。鳴門市では、鳴門市消防団設置条例等を根拠とし、市内各地区に設置された全46分団に約960人の団員が所属している。
- ・ **新耐震基準**
 昭和56年の建築基準法改正により施行された新たな耐震基準。建物は震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能を備えることとし、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して適用される。
- ・ **すだちくんメール**
 徳島県とYAhoo! JAPANが連携し、提供している災害時の安否確認サービス。家族や職場等でグループを設定し、災害時に各個人が入力した安否情報の共有と安否確認ができる。
- ・ **全国瞬時警報システム（J-ALERT：ジェイアラート）**
 大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用し瞬時に地方公共団体に伝達するシステム。鳴門市では平成23年4月運用開始している。
- ・ **総合防災訓練**
 災害対策基本法や防災基本計画等に基づき地域防災計画に定める、台風や地震、津波等の大規模災害を想定し実施する総合的な防災訓練。鳴門では、毎年、防災の日（9月1日）前後に実施している。

[実行]

・耐震化優先度調査

平成15年に文部科学省が作成した学校施設耐震化推進指針に基づき、耐震診断又は耐力度調査を実施しなければならない学校施設を複数所管する設置者が、どの学校施設から耐震診断又は耐力度調査を実施すべきか、優先度を検討することを主目的とする調査。

・耐力度調査

老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価する調査。

・中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成され、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行う会議。

・Twitter（ツイッター）

個々のユーザーが「つぶやき」と称される140文字を上限とする短文を投稿し合い、閲覧できるウェブサービス。

・津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲。過去の津波の浸水実績やシミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定める。

・津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）。構造的には新耐震設計基準に適合し、かつRC（鉄筋コンクリート）かSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）造で、確保すべき階数は地域ごとに想定される浸水状況に応じて決められ、鳴門市では3階建て以上を条件としている。

・出前講座

「生涯学習まちづくり出前講座」として、市職員等が直接地域住民等のもとへ出向き、市政の仕組みや制度・事業の内容等について説明を行う講座。生涯学習支援を目的に毎年開催しており、大学関係者やボランティア講師等の協力による講座も開設している。

・出前市長室

本市の抱える課題に迅速かつ効果的に対応するため、市長をはじめとする幹部職員が地域住民や事業所等に対して直接市の取り組みを説明するとともに、意見交換を行う公聴事業。市内14地区の自治振興会単位で行う「まちづくり出前市長室」と、各産業別にテーマを設定し行う「産業版出前市長室」がある。

・東海地震

駿河湾内に位置する駿河トラフで、周期的に発生する巨大海溝型地震の呼称。約100年から150年を周期に発生しており、過去には、1854年の安政東海地震や1707年の宝永地震（東海・東南海・南海の三連動地震）、1605年の慶長地震など、いずれもマグニチュード7.9以上の大地震が発生している。

・東南海地震

紀伊半島沖から遠州灘にかけてを震源とする周期的な巨大海溝型地震の呼称。約100年から150年を周期に発生しており、過去には、1944年の昭和東南海地震や1854年の安政東海地震、1707年の宝永地震（東海・東南海・南海の三連動地震）など、いずれもマグニチュード7.9以上の大地震が発生している。

- ・ **東南海・南海地震防災対策推進基本計画**

平成16年3月に中央防災会議が、東南海・南海地震特別措置法に基づき、東南海・南海地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針等を定め、東南海・南海地震防災対策推進地域における地震防災体制の推進を図ることを目的に取りまとめた計画。

- ・ **東南海・南海地震防災対策推進地域**

東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域をいい、防災施設の整備や津波からの避難計画の作成等、総合的な防災対策を推進すべき地域を定めるもので規制的な要素は含まない。

- ・ **徳島県地震動被害想定調査**

徳島県が独自に行った地震防災アセスメント調査や、政府や中央防災会議の行った調査の結果を踏まえ、徳島県が今後の地震防災対策に活用するため、徳島県の地域特性を考慮し平成17年3月に実施した調査。

- ・ **徳島県地震防災対策行動計画**

南海地震の発生に備え、地震防災対策を計画的かつ効果的に取り組むことにより被害を最小限に抑え、「地震に強いとくしま」を実現するために、徳島県が「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」という理念を掲げ平成18年3月に策定した行動計画。

[な行]

- ・ **鳴門市自治基本条例**

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。「自治体の憲法」ともいわれ、最高規範性を有するとして、自治体における法体系の頂点に位置づけられる。鳴門市においては平成23年3月に公布し、同年11月に施行することとしている。

- ・ **鳴門市しらせ隊**

職員・学校等、また、関係団体等の中で迅速な情報伝達や連絡体制の確立を図るために活用するメール配信システムの名称。インターネットへの接続環境さえあれば、職場や家庭、屋外など、どこにいても特定の対象者に対して一斉メール配信ができる。

- ・ **鳴門市総合計画**

鳴門市の目指すべき方向を実現するための施策を明らかにし、総合的、体系的かつ計画的な新たなまちづくりの基本指針となるもの。鳴門市の持つ各種計画や施策の基本となる最上位の計画。

- ・ **鳴門市防災・災害対策会議**

鳴門市において、防災・災害対策における現状や課題、また、市全体で、組織全体で効果的な防災・災害対策のための施策や事業を検討・推進するための機関。

- ・ **南海地震**

紀伊半島の紀伊水道沖から四国南方沖を震源とする周期的な巨大海溝型地震の呼称。約100年から150年を周期に発生しており、過去には、1946年の昭和南海地震や1854年の安政南海地震、1707年の宝永地震（東海・東南海・南海の三連動地震）など、いずれもマグニチュード8.0以上の大地震が発生している。

- ・ **法面**

高速道路、堤防等に付随する人工斜面。

[は行]

・ハザードマップ

防災マップとも呼ばれ、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難場所等の情報が既存の地図上に図示される。鳴門市では、国や県の被害想定を基に作成した「揺れやすさマップ」、「津波ハザードマップ」及び「洪水ハザードマップ」を平成20年に発行している。

・被災者支援システム

災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、被災証明の発行、支援金等の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など一元的に管理できるシステム。

・避難勧告

災害が発生又は発生するおそれがある場合において、人命を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、災害対策基本法第60条に基づき、原則市町村長の判断で地域の居住者や滞在者に対して行う避難のための立退き勧告。

・避難困難地域

津波の被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される地域。

・避難指示

災害対策基本法第60条に基づき、被害の危険が切迫し、避難勧告よりも緊急度が高いと市町村長が判断した場合に発せられる情報。

・避難準備情報

避難勧告や避難指示を行うことが予想される場合に、避難準備を呼びかける情報。

・避難対象地域

津波発生時に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市町村が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定する。

・標高表示標識

公共施設や道路等の日常的に住民の目に触れる場所や、特に標高が低く水害等の際に危険と判断される地点等に設置される、その地点における標高を知らせる標識。

・フィールドワーク

調査対象を設定し、実際に現地を訪れ、その対象を直接観察、関係者への聞き取り調査やアンケート調査を行い、現地での資料収集を行うといった調査技法。

・福祉避難所

災害時要援護者のうち、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅者を対象とし、災害発生時にこれらの者を一時受け入れし、ケアを行う施設。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設等を地方自治体が指定する。

・防疫

感染症(伝染病)の発生・流行を予防すること。感染症患者の早期発見・隔離、消毒や媒介動物の駆除、予防接種などを行う。

・防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画をいい、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、国、地方公共団体及び防災関係機関等の役割と責務を明確にしている。

- ・ **防災行政無線**

風水害や地震などの災害が発生、又は発生する恐れのあるときなど、的確な情報を地域住民等に伝えるために屋外スピーカー等を用いて広報・周知させる無線。

- ・ **防災行政ラジオ**

防災行政無線を自動的に受信するラジオ機能を有する機器。各戸又は各地域で聞こえないなどといった防災行政無線の難聴に関する問題を、解消する一手法として用いられる。

[ま行]

- ・ **マグニチュード**

地震の規模を表す尺度、また、その数値をいう。記号「M」を用いて標記され、地震波の最大振幅を基に算出される。震度が土地の揺れの強弱を表すのに対し、地震規模そのものの大小を示す。

- ・ **民生委員**

民生委員法に基づき、各地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として厚生労働大臣の委嘱のもと市町村の区域に配置される民間の奉仕者。地方公務員法では、非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されており児童委員を兼ねる。任期は3年。

[ら行]

- ・ **ライフライン**

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備。

- ・ **り災証明**

市町村が建物の被災状況を調査し、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」に区分して発行する証明書。義援金や被災者生活再建支援金の受給、災害援護資金の融資申請等の際に必要となる。

- ・ **陸閘（りっこう）**

河川等の堤防を、通常時は生活のため通行出来るよう途切れさせてあり、増水時にはゲート等により塞いで暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設。

- ・ **ローリング**

計画の「実行 分析・評価 計画の修正・実行」というサイクル(循環)を繰り返す方法。

(資料2) 現時点における被害想定

1. 現時点における被害想定

平成17年3月に行われた「徳島県地震動被害想定調査」により想定された被害想定では、冬の朝5時に南海・東南海地震がマグニチュードM8.5前後で同時発生した場合、市内においては5強から6弱の震度が想定され、徳島県全域及び鳴門市における最大死者数及び倒壊家屋の予測は次のようになっています。

	最大死者数予測	倒壊家屋予測
徳島県全域	4,300人	49,700棟
鳴門市	170人	3,310棟

* 東日本大震災を受け、現在、国や県において地震の震源域や地震発生モデル等の見直しが行われており、平成24年春以降に結果が示される予定となっています。その後、それらの見直し結果を受けて、地震及び津波発生に伴う被害想定が行われる予定です。